

9月1日、市民の信頼回復に向けた取り組みを求める申し入れを、正副議長及び各会派の代表者が行いました。

市民の信頼回復に向けた取り組みを求める申し入れについて

近年、地方分権の進展、業務内容の複雑化、行政ニーズの多様化など本市を取り巻く環境は大きく変化しており、職員一人ひとりが果たすべき役割と責務はますます重要となっております。

しかしながら、昨今、個人情報を取り扱う特に慎重であるべき情報処理システムの運用上の処理ミスや庁内各部局の連携不足等に起因する事案が多発していることは、本市に対する市民の信用を失墜させるものであり、誠に遺憾であります。

これらの主な要因としては、職員の知識不足や公務員としての意識の低下・気の緩み、組織としてのチェック体制の甘さ、職場内でのコミュニケーション不足や各部局間の連携不足等が考えられます。

そこで、一刻も早い市政への信頼回復のためには、これらの事案を本市全体の問題と捉え、職員一人ひとりが自らの問題として自覚し、再発防止に取り組んでいく必要があります。

市長におかれましては、今後、職員の意識改革に加え、組織的なチェック体制の構築や各部局間の連携の強化を図るなど、再発防止策の徹底に尽力することにより、市民の信頼の回復に努めていただきますよう、強く申し入れいたします。

なお、措置状況については、後日、ご報告いただきますようお願いいたします。



▲市長への申し入れを行う様子▲

「都市計画税の課税誤り」に対して適切な対応を求める申し入れについて

今定例会における総務委員会の所管事項調査において、「都市計画税の課税誤り」についての調査を行いました。

理事者から、誤って市街化調整区域内の家屋に対して都市計画税を課税していた事例が判明したため、過誤納金について還付または返還する必要が生じたが、誤りの期間が20年を超えるものが10件、そのうち40年を超えるものが1件あり、20年を超えるものについては返還の対象とはならないとの説明がなされました。

本件は、本市の歳入の根幹を揺るがす重大な問題であり、また、昨年度中に誤りが判明していた事例があるにもかかわらず、これまで処理がなされていなかったことは、市民の信頼を失墜させるものであり、誠に遺憾であります。

よって、市民の信頼を回復し、適切な行政事務の執行を担保する観点から、次の事項について強く申し入れいたします。

- 1 現在、過誤納金に関わる返還金については、長崎市固定資産税等返還金支払要綱に基づき、課税誤りが判明した日の属する年度から遡って20年を限度としているが、課税を誤った年度まで遡った返還に向けた調査・検討を行うこと。
- 2 今回の課税誤りの経緯や再発防止策について、対象者に十分な説明を行うこと。
- 3 本件以外にも課税誤りがないか早急に調査を行うこと。



▲市長への申し入れを行う様子

9月16日「都市計画税の課税誤り」に対して適切な対応を求める申し入れを、正副議長及び総務委員会正副委員長が行いました。